

令和3年度 都道府県・市区町村等
日本語教育担当者研修【基調講演】

外国人受入れ・共生を念頭においた
日本語教育の展開のために

2021年11月11日(木) @オンライン

静岡文化芸術大学 教授

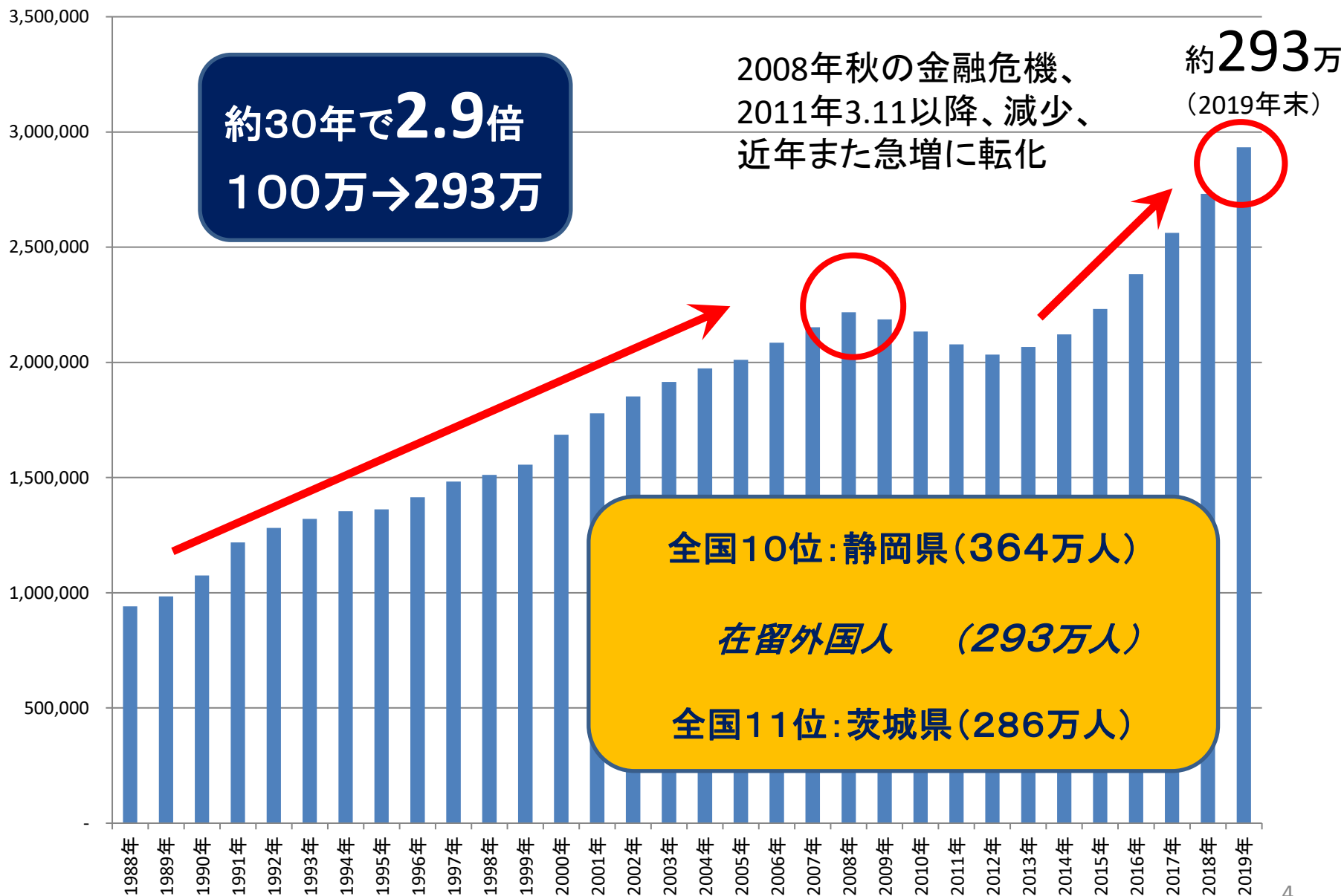
池上 重弘

基調講演の目的

- 国レベルで外国人受入れに関する大枠が変化するなか、在留外国人の変化や政策をめぐる最近の動きを把握する
- 日本語教育に関する法律が制定され、全国で体制づくりが進むなか、これからの日本語教育に対する期待を述べる

1. 在留外国人の量的・質的变化

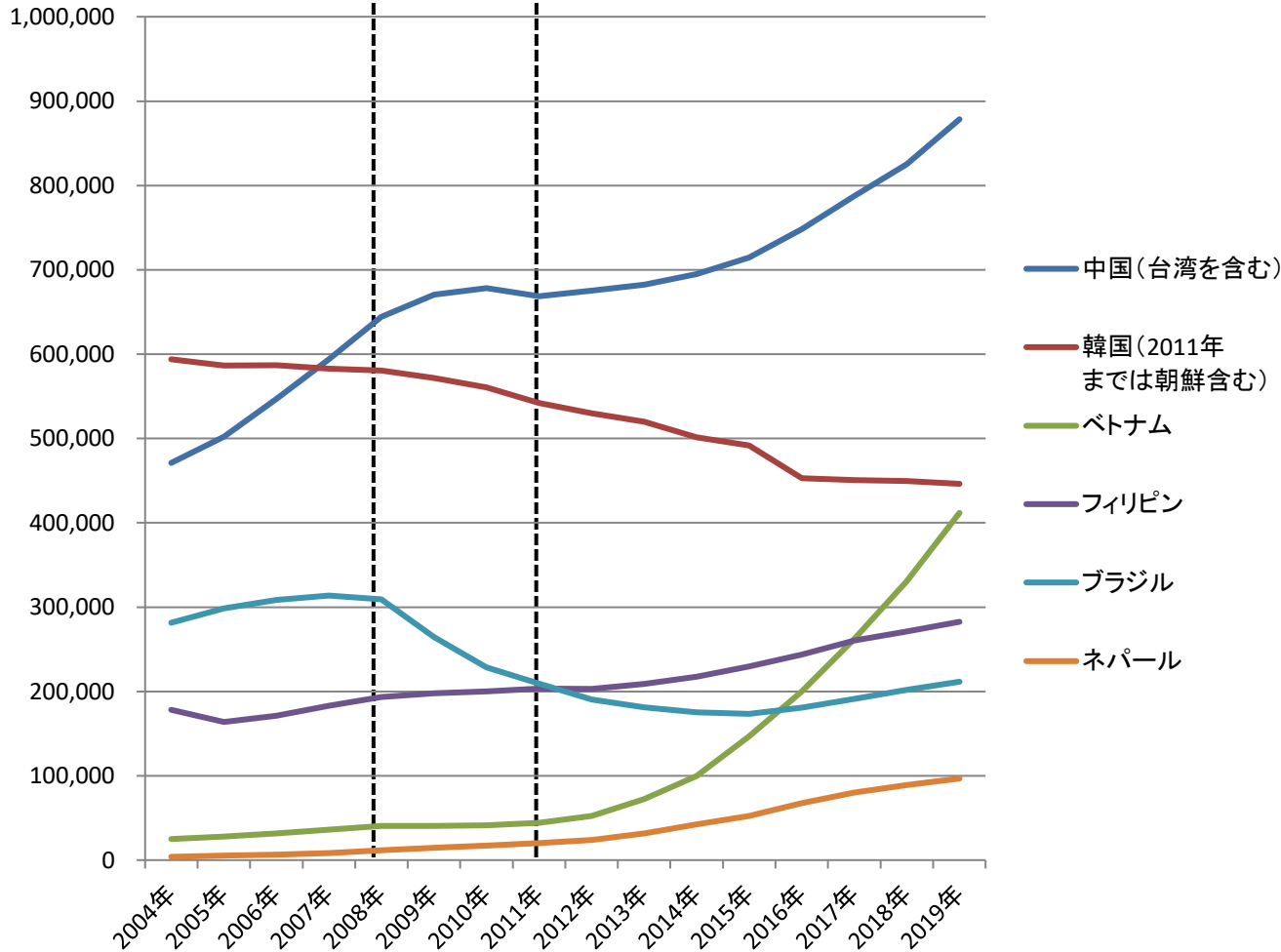
在留外国人数の推移(2019年までの各年末現在)



国籍別在留外国人数の推移(2019年までの各年末現在)

2008年秋
リーマンショック

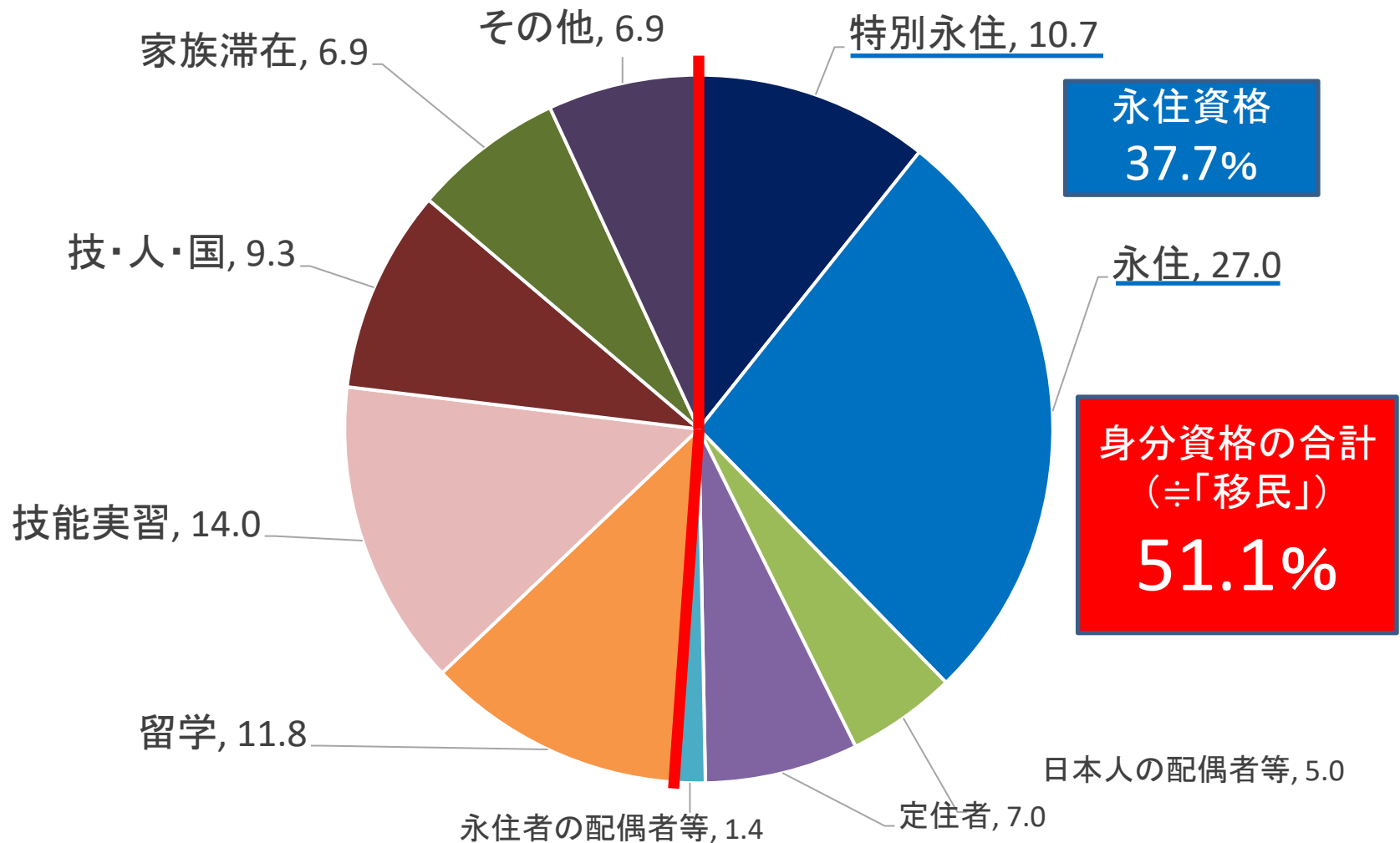
2011年3月
東日本大震災



- 中国が最多
- 韓国・朝鮮は
ぜんげん
漸減傾向
- ブラジルは2008
以降、急減
ぜんぞう
- フィリピンは漸増
- ここ数年は
ベトナムと
ネパールが急増

在留外国人の
アジア化が進行

在留資格の割合 (2019年末、293万人)



コロナ禍の2020年末は？

- 総数 約289万人、2019年末より4.6万人の微減

- 国籍別

– (1) 中国	778,112人 (27.0%)	[−4.4%]
– (2) ベトナム	448,053人 (15.5%)	[+8.8%]
– (3) 韓国	426,908人 (14.8%)	[−4.4%]
– (4) フィリピン	279,660人 (9.7%)	[−1.1%]
– (5) ブラジル	208,538人 (7.2%)	[−1.5%]

- 在留資格別

– (1) 永住者	807,517人 (28.0%)	[+ 1.8%]
– (2) 技能実習	378,200人 (13.1%)	[− 8.0%]
– (3) 特別永住	304,430人 (10.5%)	[− 2.6%]
– (4) 技・人・国	283,380人 (9.8%)	[+ 4.2%]
– (5) 留学	280,901人 (9.7%)	[−18.8%]

2. 国レベルの政策展開

リーマン・ショック以前の外国人政策をめぐる動き

■地方自治体■

【外国人集住都市会議】(29市で構成)

2001年 浜松宣言 2004年 豊田宣言
2006年 よっかいち宣言
2008年 みのかも宣言
2010年 おおた宣言

【多文化共生推進協議会】(7県1市)

2004年 当初5県1市

■経済界■

【日本経団連】

2004年 外国人受け入れ問題
に関する提言
2007年 外国人材受入問題に
関する第二次提言

在留管理、労働環境
子どもの教育、社会保障

■中央省庁■

【内閣官房が事務局】

①犯罪対策閣僚会議の下の「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」
(2005年6月発足、関係省庁の課長等で構成。2007年7月に検討結果公表)

②外国人労働者問題関係省庁連絡会議(2006年4月開始)

「『生活者としての外国人』問題に関する総合的対応」(2006年12月提出)

【副大臣会議(厚生労働副大臣が主査)】

「外国人労働者問題に関するプロジェクトチーム」(2006年3月発足)

【自由民主党外国人労働者等特別委員会】

「外国人労働者に関する方針について」(2006年7月)

【総務省】

「地域における多文化共生推進プラン」(2006年3月策定)

2008年のリーマンショック後の国の動き

2009年
1月

- 【1】定住外国人支援に関する**当面の対策**
- リーマン・ショック後の当面の施策をとりまとめ

2009年
4月

- 【2】定住外国人支援に関する**対策の推進**
- 2009年度に進める施策を体系的にとりまとめ

2010年
8月

- 【3】日系定住外国人施策に関する**基本指針**
- これまでの国の取り組みを総括、新しい指針を提示

2011年
3月

- 【4】日系定住外国人施策に関する**行動計画**
- 具体的に何をするかを明示

2014年
3月

- 【5】日系定住外国人施策の**推進について**
- 震災、定住化を見据えた新たな施策も盛り込む

2010年「基本指針」の基本的な考え方

- 日本語能力が不十分である者が多い日系定住外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないようにすることが必要である。
- このための施策を国の責任として講じていくこととし、地方自治体とも連携しながら、これまでの関連施策の成果も活用しつつ、必要な施策を推進。
- NPOなどの支援団体との連携も重要。

今日の日本語教育体制整備につながる原点

ここ数年の動き

- 2018年12月
 - 「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」成立(法務省)
 - 在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」の創設等
 - 出入国在留管理庁の設置、国の施策の総合調整を担う
 - 同庁の在留管理支援部の在留支援課は外国人支援や共生社会づくりを担う
 - 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」決定
(外国人材の受入れ・共生のための関係閣僚会議、2021年6月までに3回改訂)
- 2019年4月
 - 「特定技能1号」の受入れ開始
- 2019年6月
 - 「日本語教育の推進に関する法律」公布・施行
- 2020年6月
 - 「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」閣議決定
- 2020年9月
 - 「地域における多文化共生推進プラン」改訂(総務省)
- 2021年2月
 - 「外国人との共生社会の実現のための有識者会議」(出入国在留管理庁)

3. 新在留資格「特定技能」

特定技能1号と2号の比較

(2018年12月に法案成立、2019年4月1日施行)

	特定技能1号	特定技能2号
国籍	特定なし	特定なし
業務	一定の技能が必要な業務	熟練技能が必要な業務
具体的な仕事	単純労働	現場監督など
家族帯同	不可	可能
条件	日本語と一定の技能試験 (ただし技能実習3年以上の経験で試験免除)	高難度の技能試験
滞在期間	通算5年	更新可能
合計滞在年数	技能実習5年 + 特定技能1号5年 = 10年	更新の後、永住も視野
対象業種	14業種(19年4月は介護、宿泊、外食)	建設、造船・船用工業(予定)
5年目までの累計	最大34万5千人 (介護6万、建設4万、外食業5.3万等)	2年後に本格導入予定 他業種の受け入れ時期は未定

5年目(2023年度末)までに34.5万人を受け入れ予定

特定技能で受け入れる 14の特定産業分野

第一次産業 (農林水産業)	第二次産業 (鉱工業、建設業)	第三次産業 (サービス業)
農業	素形材産業	介護
漁業	産業機械製造業	ビルクリーニング
	電気・電子情報関連産業	自動車整備
	建設	外食業
	造船・船用工業	宿泊
	航空	
	飲食料品製造業	

特定技能2号は、**建設**、**造船・船用工業**の2分野のみ受け入れ可能
(ただし施行の2年後(2021年度)に本格導入予定)

2021年3月末現在の特定技能1号外国人数

【第1表】主な国籍・地域別 特定産業分野別 特定技能1号在留外国人数

(令和3年3月末現在)

国籍・地域	総数	介護分野	ビルクリーニング分野	素材分野	機械製造分野	電気・電子・情報関連分野	建設分野	造船・舶用工業分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食物品製造分野	外食分野
総数	22,567	1,705	281	1,669	1,937	994	2,116	592	247	16	83	3,359	314	8,104	1,150
ベトナム	14,147	870	163	1,001	1,110	657	1,616	136	83	1	32	1,593	85	6,121	679
中国	2,050	125	3	203	218	77	170	72	1	2	4	376	29	652	118
インドネシア	1,921	280	23	197	314	38	75	41	4	0	12	391	200	329	17
フィリピン	1,731	184	18	98	204	94	123	319	136	1	3	339	0	188	24
ミャンマー	959	103	36	29	20	57	32	2	15	0	8	72	0	518	67
タイ	572	6	2	125	59	59	43	19	0	0	0	117	0	131	11
カンボジア	569	12	11	3	2	3	32	3	1	0	0	404	0	97	1
ネパール	182	68	16	0	0	0	11	0	1	2	9	15	0	6	54
その他	436	57	9	13	10	9	14	0	6	10	15	52	0	62	179

注) 本表の数値は速報値である。

特定技能への参入パターン

	国内	国外
試験受験	【1】 留学生等*が日本国内で試験を受けて特定技能に切り替え	【2】 全く新規に母国で日本語と技能の試験を受けて来日
技能実習から移行	【3】 技能実習終了後、特定技能に切り替え	【4】 技能実習経験者が無試験で特定技能資格を得て再入国

約85%

* : 留学生、家族滞在等の在留資格の者が特定技能への切り替えを希望
技能実習生が現在の分野以外での就労を希望

外国人受け入れの「3つのドア」

フロントドア

専門的・技術的分野 36万
特定活動(ワーホリ、EPA等) 4.5万
特定技能 34.5万(予定)

サイドドア

技能実習 40万
資格外活動(留学生バイト) 37万
身分資格(日系人労働者) 55万

バックドア

“不法就労”

4. 日本語教育に対する期待

定住外国人(身分資格)の課題

- これまで
 - 子供の学びのための日本語
 - 大人の生活のための日本語
- 新たに
 - 大人の学びのための日本語

2016年「教育機会確保法」制定・施行、翌年基本方針



夜間中学(全国の都道府県・政令指定都市で設置)や
職業訓練校での学びについていける日本語のニーズ

技能実習生や特定技能の外国人の 気持ちに寄り添ってみる

- 映像で知っているだけの外国で、
- その国の公用語も片言のまま、
- きつい現場で3年から10年、単身で働く
- 故郷を思い焦がれて職場と部屋を往復
- その国の友だちもなく、
- 困ったときにどうすればよいか分からず、
- キャリアの展望を描けないまま、
- 言われたただけの仕事をこなす毎日。。。。

「労働者として」だけでなく、 「生活者」としての視点を！

労働者として

- 労働力不足を穴埋め
- 一定期間働いてくれる
- 若い労働者



地域住民として

- 安心して気持ちよく働ける労働環境の整備
- 困った時に相談できる場所の整備
- 「ここで暮らしていいんだ」と心から思える地域との関係づくり

日本語教室への期待

- 外国人にとって「サードプレイス」(第三の場)
 - 職場でも家でもない第三の場
 - 地域の日本人と出会う場
- 日本での生活適応の拠点
 - 講師との信頼関係
 - 外国人が安心できる場
- 災害時対応の拠点
 - 東日本大震災時に日本語教室がつながりのハブ

“総合的な体制づくり”への期待

- 日本語教育の「質の確保」
 - 一定水準の日本語教育
 - 「誰一人取り残さない」日本語教育機会の提供
- 市区町村を越えた広域連携の促進
 - 多様な学習ニーズ
 - 基礎自治体で全てのニーズへの対応は困難
- 多様な支援者の構造化
 - 有資格者、ボランティア...の役割分担の明確化
 - ボランティアの高齢化を見据えた人材発掘
 - 持続可能な支援体制づくり